

令和5年2月全員協議会

中東遠看護専門学校組合議会会議録

令和5年2月7日開会

令和5年2月7日閉会

中東遠看護専門学校組合議会

令和5年2月中東遠看護専門学校組合議会全員協議会

◎会 議 次 第

令和5年2月7日（火曜日）午後3時16分開会

1 議案の詳細説明

2 協議事項

なし

3 報告事項

(1) 令和4年度 東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について

◎出席議員（17名）

1番	小栗宏之君	2番	寺田幹根君
3番	高梨俊弘君	4番	藤澤恭子君
5番	寺田幸弘君	6番	二村禮一君
7番	戸塚哲夫君	8番	立石泰広君
9番	黒岩靖子君	10番	河原崎恵士君
11番	櫻井勝君	12番	渥美昌裕君
13番	須藤有紀君	14番	小林博文君
15番	松本正幸君	16番	清水健一君
17番	増田恭子君		

◎説明のため出席した者

管理者 大場規之君
袋井市長

副管理者 久保田 崇君
掛川市長

副管理者 袋井市副市長	鈴木茂君	磐田市長	草地博昭君
御前 市長	柳澤重夫君	菊川市長	長谷川寛彦君
森町長	太田康雄君	監査委員	久永豊彦君
監査委員	大庭通嘉君	會計者 管理者	鈴木善之君
事務局長 兼総務課長	近藤利男君	校長	山本洋子君
副校長	山崎伸恵君	教務課長	近藤由美君
参事	松野容子君	主幹長	倉里美君
主幹	杉谷美幸君	兼 萩原規代君	兼 萩原規代君
庶務係 主査	杉森梨絵君	兼 萩原規代君	兼 萩原規代君

(午後 3 時16分)

○議長（戸塚哲夫君） これから、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会は、議案の詳細説明を当局から求められておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の詳細説明を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（戸塚哲夫君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、ただいま管理者からご提案申し上げました議第1号から議第12号まで及び報第1号の13議案につきまして、順次、詳細説明を申し上げます。

最初に、議第1号 令和5年度中東遠看護専門学校組合会計予算について、ご説明を申し上げます。お手元の表紙の右上に¹となっている予算書の5ページから7ページ、5ページから7ページをご覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ2億8,900万円で、歳入歳出予算の款項の内容は第1表に記載してございます。また、一時借入金の最高額は2,000万円と定めるものでございます。令和5年度は昨年度の当初予算と比較して4,000万円の減額であり、その主な理由といたしましては、3款教育費の中の職員手当等の減額、退職手当分でございますが、それが主なものでございます。

次に、14ページ15ページ、14ページ15ページの事項別明細書でご説明をいたします。また、併せまして右上に²となっている予算説明資料6ページ、6ページを併せてご覧ください。まず歳入でございますが、1款1項1目市町分担金は2億4,700万円で、昨年度と同額でございます。各市町の詳細につきましては、予算説明資料の9ページに記載してございますのでご確認ください。この市町分担金は、人口割と病床数割でそれぞれ40%、卒業生数割を20%とし、各市町から報告をいただいた令和4年9月末現在の人口と、病床数及び本校卒業生の過去3年度分の卒業生数で案分して算出したものでございます。

次に、予算説明資料は10ページ11ページをお開きください。10ページ11ページでございます。2款の使用料及び手数料は、授業料と入学検定手数料でございます。授業料は2,491万8,000円と89万4,000円の増額となっておりますが、令和2年度から実施しております高等教育の修学支援制度の授業料減免人数が、ここ数年見込みよりも少なかったことから、実績により減らしたことなどが主な理由でございます。入学検定手数料の受

験料は120人分の96万円を計上いたしました。

次に、3款1項1目利子及び配当金は3,000円で、財政調整基金及び職員退職手当各基金の積立金利子でございます。

次に、5款1項1目繰越金は、令和4年度の決算見込みから800万円の剰余金を見込んでおります。

次に、6款の諸収入は、学生へのコピーカードの売り上げや自動販売機の取扱手数料、過去入試問題の売り上げなどの雑入と、預金利子を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、予算書の18ページ19ページ、18ページ19ページをご覧ください。予算説明資料のほうは12ページ、12ページをご覧ください。

まず、1款1項1目議会費は60万5,000円で、議会の運営にかかる経費でございます。組合議会議員の報酬が主なものでございます。

次に、予算説明資料は13ページ、13ページをご覧ください。2款1項1目一般管理費は、組合にかかる運営委員会等の経費及び各種基金への積立金などでございます。本年度の予算額は1,063万1,000円で、その主な要因は、職員退職手当基金積立金によるものでございます

次に、予算書の20ページ21ページ、20ページ21ページをご覧ください。予算説明資料は14ページから16ページ、14ページから16ページをご覧ください。3款1項1目看護専門学校管理費でございますが、この目は23人分の人件費と派遣職員2人分の給与等負担金、また校舎施設の維持管理費が主なものでございます。本年度予算額は2億4,423万3,000円で4,165万8,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、昨年計上しておりました2人分の退職手当がなくなったことから、3節職員手当等が減額となっております。予算説明資料6ページの新規の電子教科書使用料737万9,000円の記載がございますが、令和4年度までは図書の販売業者に学生が支払っておりましたが、電子教科書の販売元から学校と契約を交わした上で学校が使用料の負担をしてほしいとの依頼があり計上したもので、学生については学校に納めるようになることから歳入の雑入に同額を計上してございます。

次に、予算書の22ページ23ページ、22ページ23ページをご覧ください。予算説明資料は17ページ18ページ、17ページ18ページをご覧ください。3款1項2目教育振興費は、授業のための非常勤講師や、病院などの実習施設への謝礼、図書室図書、教材用の消耗品や教育用備品の購入などが主なものでございます。本年度予算額は2,712万4,000円で、

153万1,000円の増額となっております。その主な理由といたしましては、従来実施しておりました入学試験時適性検査に代わり、カリキュラム評価委託料を新たに計上したこと及び消耗品費の増額によるものでございます。カリキュラム評価につきましては、学生の社会で求められている能力や志向を測定し、学生の育成や支援に活用すること、またカリキュラムの外部評価として活用するために導入するものでございます。

次に、予算書の24ページ25ページ、24ページ25ページをご覧ください。予算説明資料は19ページ、19ページをご覧ください。4款1項公債費につきましては、資金繰りのための一時借入金利子と、平成30年度の学生ホール、令和元年度の体育館の天井耐震化工事に充当した組合債の元金及び利子償還金を計上してあります。

5款1項1目予備費でございますが、昨年度同様100万円を計上するものでございます。

以上、予算の概要をご説明いたしました。なお、予算書26ページからは給与費明細書を記載いたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。以上、議第1号の説明とさせていただきます。

次に、議第2号 令和5年度中東遠看護専門学校組合奨学金貸与特別会計予算についてご説明を申し上げます。まず予算書の33ページから35ページ、33ページから35ページをご覧ください。歳入歳出の総額はそれぞれ6,289万円で、昨年度に比べて699万円の増額となっております。

次に予算書の42ページ43ページ、42ページ43ページをご覧ください。また併せまして予算説明資料の26ページ27ページ、26ページ27ページをご覧ください。まず歳入でございますが、1款1項1目市町負担金は奨学金返還免除となった卒業生の奨学金返還金相当額でございます。職員として所属する市町が返還免除となった者の代わりにご負担していただくものでございます。奨学金の返還免除となった対象者が増えたことに伴い増額となっております。令和5年度につきましては、令和4年3月末をもって3年間が経過し、返還免除となった55人分の5,562万円を計上しております。令和4年度に比べ14人増員、1,206万円の増額となっております。各市町の負担金の詳細につきましては、予算説明資料の9ページに記載してございますので、ご確認いただきたいと存じます。

次に、4款1項1目繰越金は、令和4年度の決算見込みから462万8,000円の剰余金を見込んでおります。

次に、5款1項1目の奨学金返還金は返還予定の9人分の264万円で、管内の病院に

就職して返還猶予中に退職した場合や、管内の病院以外に就職した場合などの返還金を計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、予算書は44ページ45ページ、44ページ45ページをご覧ください。また予算説明資料は28ページ、28ページをご覧ください。1款1項1目20節貸付金は5,580万円で、学生155人分の奨学金貸付金でございます。なお、奨学基金積立金699万1,000円は基金につみたてるために予算計上しているものでございます。以上、議第2号の詳細説明とさせていただきます。

次に、議第3号 中東遠看護専門学校組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明をいたします。お手元の表紙の右上に¹となっている議案書、47ページ、47ページをご覧ください。47ページから50ページまでが議案となります。表紙の右上に²となっている議案説明資料33ページ、33ページをご覧ください。こちらの資料でご説明いたします。はじめに、条例制定の概要についてでございますが、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報保護に関する法律が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体の個人情報保護制度についても自治体ごとに条例を定め、それぞれ適用されておりましたが、これらの規定が個人情報保護法に統合され、全国的な共通ルールが法律で規定されることとなり、本組合の個人情報保護制度につきましても、これまでは組合が保有する個人情報の適正な取り扱いについては、中東遠看護専門学校組合個人情報保護条例に定め運用してまいりましたが、令和5年4月1日以降は本組合におきましても新個人情報保護法が直接適用されることとなるため、現行の条例を廃止し、法の施行に関して委任された事項あるいは法により許容された事項のみを新たに規定する中東遠看護専門学校組合個人情報の保護に関する法施行条例を制定し、法の規定に則して個人情報の保護を適正に行ってまいります。以上、議第3号の説明とさせていただきます。

次に、議第4号 中東遠看護専門学校組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明いたします。お手元の表紙の右上に¹となっている議案書51ページ、51ページをご覧ください。51ページから57ページまでが議案となります。表紙の右上に²となっている議案説明資料37ページ、37ページをご覧ください。こちらの資料でご説明いたします。はじめに条例制定の概要についてでございますが、先ほど中東遠看護専門学校組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明を申し上げま

したが、この改正等に伴い、本組合におきましても個人情報保護制度による審査会への諮問の根拠が、現行の中東遠看護専門学校組合個人情報保護条例の規定から新個人情報保護法の規定に移行することとなるため、審査会の所掌事項や組織、運営に関する規定、調査審議の手続き等を中東遠看護専門学校組合情報公開・個人情報保護審査会条例として新たに制定するものでございます。以上、議第4号の説明とさせていただきます。

次に、議第5号 中東遠看護専門学校組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。お手元の議案書58ページ、58ページをご覧ください。議案説明資料のほうは48ページ、48ページをご覧ください。はじめに条例制定の概要についてでございますが、今回、地方公務員法の改正により定年が引き上げられることを機に、高齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢のひとつとして、すでに地方公務員法に規定されております高齢者部分休業制度について、管理市の袋井市と同様に中東遠看護専門学校組合においても条例等の整備を行い、高齢者部分休業制度を導入するものでございます。職員の高齢者部分休業等に関しては、別に定めるもののほか袋井市職員の例によるものとしておりまして、四角の枠の部分が袋井市の条例に規定されているものでございます。以上、議第5号の説明とさせていただきます。

次に、議第6号 中東遠看護専門学校組合職員の再任用に関する条例の廃止についてご説明を申し上げます。お手元の議案書59ページ、59ページをご覧ください。議案説明資料につきましては49ページ、49ページをご覧ください。定年が段階的に引き上げられる経過期間においては、暫定再任用制度として65歳まで再任用できるよう現行の条例の再任用制度と同様の仕組みを、中東遠看護専門学校組合定年等に関する条例の附則において経過措置として規定するよう改正を行いますので、中東遠看護専門学校組合職員の再任用に関する条例につきましては、廃止をするものでございます。以上、議第6号の説明とさせていただきます。

次に、議第7号 中東遠看護専門学校組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明いたします。①となっている議案書60ページ、60ページをご覧ください。②となっている議案説明資料は50ページ、50ページをご覧ください。この条例改正は定年が引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制が導入されます。今回の改正は、役職定年に係る規定を追加するとともに、降任について具体的に説明を追加するものでございます。以上、議第7号の説明とさせていただきます。

次に、議第8号 中東遠看護専門学校組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてご説明いたします。お手元の資料議案書61ページ、61ページをご覧ください。議案説明資料のほうは51ページ、51ページをご覧ください。定年が引き上げられることに伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される棒級表の棒級月額に100分の70を乗じた額に降給となります。今回の改正は減額されて減給されている職員が降給となり減給額が降給後の給料等の10分の1を超える場合に、降給前の当初の減額対象を減額の発令日に受ける給料等とした上で、後段を追加し、具体例を追記するものでございます。以上、議第8号の説明とさせていただきます。

次に、議第9号 中東遠看護専門学校組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。お手元の議案書62ページ63ページをご覧ください。議案説明資料は52ページ53ページをご覧ください。この条例改正は地方公務員法の改正に伴い、引用する条文の変更及び再任用する職員を短時間勤務させることができることについて、定年前再任用短時間勤務職員と名称を定めるものでございます。以上、議第9号の説明とさせていただきます。

次に、議第10号 中東遠看護専門学校組合職員の定年等に関する条例の一部改正について説明いたします。お手元の議案書64ページ、64ページをご覧ください。64ページから76ページまでが議案となります。議案説明資料のほうは54ページ、54ページをご覧ください。この条例改正は、職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられる内容の地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、所要の改正を行うものでございます。以上、議第10号の説明とさせていただきます。

次に、議第11号 袋井市外3組合公平委員会共同設置規約の変更についてご説明いたします。お手元の議案書77ページ、77ページをご覧ください。議案説明資料は61ページ、61ページをご覧ください。本案は、袋井市、本組合、太田川原野谷川治水水防組合及び袋井市森町広域行政組合の4団体により共同設置しております公平委員会について、本年3月31日をもって太田川原野谷川治水水防組合が解散となりますことから、規約の中から当該組合を削除していくよう規約の変更をするものでございます。それぞれの団体の議会で議決後、3月31日付けで協議書の締結を行い、4月1日付けで告示を行っていく予定でございます。以上、議第11号の説明とさせていただきます。

次に、議第12号 中東遠看護専門学校組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。お手元の議案書78ページ79ページ、78ページ79ページをご覧ください。議案説明資料は62ページ63ページ、62ページ63ページをご覧ください。この条例改正は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において暫定再任用制度となるため、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に名称を改めるものでございます。以上、議第12号の説明とさせていただきます。

次に、報第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。お手元の議案書80ページ、80ページをご覧ください。議案説明資料は64ページ、64ページ以降をご覧ください。本件は、中東遠看護専門学校組合職員の給与に関する条例の一部改正について、令和4年12月19日に専決処分をさせていただいたものでございまして、人事院及び静岡県人事委員会からの給与勧告に基づき、国家公務員及び静岡県職員の給料表が改正されることになり、これらの給料表を準用しております本組合職員の給与に関する条例も合わせて一部改正をいたしましたものでございます。本来であれば議会招集、開催し、議決をいただくところではございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき管理者において専決処分をさせていただいたものでございます。以上、報第1号の説明とさせていただきます。

以上が上程をいたしました各議案の詳細説明でございます。よろしくご審議の上、ご承認、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（戸塚哲夫君） 以上で、議案の詳細説明を終わります。

これで、全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時45分 閉会）

（午後 4時06分 再開）

○議長（戸塚哲夫君） 本会議に引き続きまして、全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、当局から報告事項1件が求められておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。当局からの報告を求めます。

○事務局長（近藤利男君） 議長、事務局長。

○議長（戸塚哲夫君） 近藤事務局長。

○事務局長（近藤利男君） それでは、全員協議会提出案件でございます報告事項1件について、ご説明をいたします。

報告事項、令和4年度 東海アクシス看護専門学校の卒業予定者の進路について説明を申し上げます。恐れ入りますが、**2**の資料の一番最後のページ、78ページをご覧ください。**2**の資料の一番最後のページ、78ページをご覧ください。1の表は6月25日に実施されました管内5病院の採用試験の採用状況でございます。本校からは53名が受験し全員が合格いたしました。中東遠総合医療センターを合格した者のうち1名は助産学科進学のため辞退をしております。また、菊川市立総合病院を合格した者のうち1名は原級留置、留年のため辞退をいたしました。次に2の表につきましては、卒業予定者の進路をまとめたものでございます。今のところ57名が卒業予定者で、そのうち管内5病院に51名、県内病院に3名、合計54名の採用が決定しております。先ほど申し上げましたが、助産学科進学が1名、残念ながら2名については国家試験に集中するため就職活動をほとんどしておらず、就職先未定となっております。以上、報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（戸塚哲夫君） 当局の報告が終わりました。ご質疑等ありましたらお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。これをもって終了します。

（午後 4時09分 閉会）